

N P O 等との協働推進指針

神 奈 川 県

目 次

1	指針策定の背景と目的	1
2	定義	1
	(1) 協働	1
	(2) N P O等	1
3	協働の意義	2
	(1) 多様な県民ニーズへの的確かつ柔軟な対応	2
	(2) N P O等との協働による地域社会の創造	2
4	協働事業の形態	2
	(1) 負担事業	2
	(2) 共催	2
	(3) 実行委員会、協議会等	2
	(4) 補助事業	2
	(5) 委託事業	3
	(6) 協力事業	3
5	協働事業を実施するにあたっての基本的事項	3
	(1) 対等な関係の保持	3
	(2) 課題認識と目的の共有	3
	(3) プロセスの共有	3
	(4) 役割分担と責任分担の明確化	3
	(5) 相互理解の促進	3
	(6) 公平性・公正性の確保	3
	(7) 透明性の確保	3
	(8) 時限の設定	3
6	協働事業の進め方	4
	(1) 協働事業の企画立案	4
	ア N P O等から提案があった場合	4
	イ 県から提案する場合	4
	(2) 協働事業の実施	4
	ア 事業を始めるにあたっての協議	4
	イ 協定等の締結	4
	ウ 進行管理等	5

(3) 協働事業の評価	5
ア 評価の方法	5
イ 評価結果の情報の提供	5
ウ 評価結果の活用	5
7 協働事業の推進体制等	6
(1) 総合窓口の設置	6
(2) NPO等との総合的な協議の場の設置	6
(3) 部局協働推進者（仮称）の設置	6
(4) パートナーシップルーム制度の活用	6
(5) 職員の意識啓発	6

参考

協働事業の具体の進め方（例）	9
1 NPO等から県への提案による協働事業の例	11
2 県からNPO等への提案による協働事業の例	12

1 指針策定の背景と目的

神奈川では、先駆性、専門性や行動力を持った多彩なNPO等が、公的サービスの提供や県民のくらしを豊かにするための公益を目的とした主体的な活動（ボランティア活動）に活発に取り組んでいる。特に、社会環境の変化等に伴い、新たな県民ニーズが発生し、対応のための社会的なしくみ等が未だ十分整備されていない課題について、多くのNPO等が自ら、その解決に取り組むようになってきている。

こうした中、拡大し多様化する県民ニーズや県が単独で解決することが困難な課題にきめ細かく応え、活力ある地域社会や生きがいのあるくらしを創造していくためには、様々な県民ニーズに対応したボランティア活動を行うNPO等からの提案を、県としてもしっかりと受け止め、県とNPO等が協働し、各々の特性や資源を生かしあって事業に取り組むことが重要となっている。

これまで県では、かながわ県民活動サポートセンターの開設（平成8年4月）や、かながわボランティア活動推進基金 21 の設置（平成13年4月）等により、NPO等への支援及びNPO等との協働を推進してきた。その中でも、かながわボランティア活動推進基金 21 による協働事業は、NPO等と協定を締結し、対等性を保持するなどの特徴によって、地域社会の課題に取り組む県民の意欲を引き出し、課題の解決を図る取組みを生み出してきた。

また、かながわボランティア活動推進基金 21 による協働事業以外にも、NPO等と連携・協調した様々な事業を実施している。しかしながら、NPO等との協働は未成熟な領域であり、庁内の認識が十分統一されていないなどの課題も見られる。

そこで、今後、県行政の様々な分野において協働の文化が根付き、NPO等との協働をより一層積極的に推進していくために、職員一人ひとりが共通認識として理解しておく必要があると考えられる事項についての基本的な考え方を整理し、指針として策定するものである。

2 定義

(1) 協働

本指針における「協働」は、県とNPO等が対等の立場で、各々の特性や資源を生かしあい、課題認識、目的及びプロセスを共有するなど、協力して、公的サービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組むにあたっての県とNPO等の関係をいう。

(2) NPO等

本指針における「NPO^{※1}等」は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利^{※2}の事業（下記のいずれにも該当しないもの）に自主的に取り組む特定非営利

※1 Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略で、特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）だけでなく、ボランティア団体や市民活動団体等の任意団体も含んでいる。「かながわボランティア活動推進指針」（平成13年3月）では、「ボランティア団体」という用語を使用しているが、「NPO」という用語が一般に普及しているため、本指針では分かりやすさを考慮し、「NPO」を使用することとした。

※2 「非営利」とは、活動によって得た利益や資産を構成員（会員・役員等）に分配してはならないということであり、スタッフが労働の対価として賃金を受け取ることや、活動の対象者から対価を得ることなどを否定するものではない。NPO等においても安定した事業運営を組織として行う上で、ボランティアだけでなく有給スタッフ等が必要となる場合がある。

活動法人、法人格を持たない団体及び個人をいう。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- ウ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

3 協働の意義

(1) 多様な県民ニーズへの的確かつ柔軟な対応

県とNPO等が各々の特性や資源を生かしあうことにより、相乗効果が期待され、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に応え、県民の暮らしを豊かにすること。

(2) NPO等との協働による地域社会の創造

NPO等の持つ地域社会づくりの力や先駆性、専門性、行動力を生かし、県とNPO等が協働することにより、活力ある地域社会や生きがいのある暮らしを創造していくこと。

4 協働事業の形態

協働事業は、次に掲げる形態^{※3}により実施される。

(1) 負担事業

負担事業は、県として応分の資金を負担することが適当と認められるものについて、企画立案等のプロセスをNPO等と共有し、県の役割に応じて資金を交付して事業を実施する形態をいう。

(2) 共催

共催は、県とNPO等がともに実施主体となり、協力して事業を実施する形態をいう。

(3) 実行委員会、協議会等

実行委員会、協議会等は、県とNPO等で構成された実行委員会や協議会等が実施主体となって事業を行う形態をいう。

(4) 補助事業

補助事業は、NPO等が主体的に取り組もうとする事業のうち、県として、その取組みを推進する必要があると認めるものについて、企画立案等のプロセスをNPO等と共有し、資金的な支援を行って事業を実施する形態をいう。

(5) 委託事業

^{※3} 支援のみを目的とした補助事業や県の定型的な業務の実施を委ねるだけの委託事業等は協働事業には当たらない。

委託事業は、県が取り組む事業のうち、効率性、専門性等から判断して、NPO等が実施する方が適切に対応できると認められるものについて、企画立案等のプロセスをNPO等と共有し、事業の実施を委ねる形態をいう。

(6) 協力事業

以上の類型に属さなくても、県とNPO等の合意のもとに双方が持つ人材・情報・ノウハウ等を提供しあい協力して事業を行う形態をいう。

5 協働事業を実施するにあたっての基本的事項

県がNPO等との協働事業を実施するにあたっては、次に掲げる基本的事項を踏まえて取り組むこととする。

(1) 対等な関係の保持

NPO等の主体性・自主性を尊重し、NPO等との対等な関係を保持すること。

(2) 課題認識と目的の共有

協働事業を実施するにあたっての課題認識及び目的をNPO等と共有すること。

(3) プロセスの共有

協働事業の企画立案、実施、評価の各段階において、県とNPO等が対等に協議する機会を設けるなどにより、協働事業のプロセスを共有すること。

(4) 役割分担と責任分担の明確化

県とNPO等の役割分担及び責任分担を明確にすること。

(5) 相互理解の促進

県の制度や組織等に関する情報をNPO等に分かりやすく提供するとともに、NPO等の活動の目的や組織等を理解し、相互理解を促進すること。

(6) 公平性・公正性の確保

協働事業の相手方となるNPO等の選定やNPO等から提案された事業の選定にあたっては、公平な競争条件を設定するなどとともに、公正な選定を行うこと。

(7) 透明性の確保

協働事業の相手方となるNPO等の意思を確認しつつ、協働事業のプロセスや成果に関する情報を県民に提供するなど、透明性を確保すること。

(8) 時限の設定

県と特定のNPO等が相互に依存する関係に陥らないよう、あらかじめ、実施期間を定めるなど、時限を設定し、互いに確認すること。

6 協働事業の進め方

本項で示す協働事業の進め方は基本形であり、企画立案（PLAN）、実施（DO）、評価（SEE）の全プロセスを経ることが望ましいが、実施する事業の性格や関連制度の制約を踏まえ、可能な限り、次に示す進め方に沿って取り組むものとする。

(1) 協働事業の企画立案

ア NPO等から提案があった場合

NPO等から、県民の抱える課題等の解決に県と協働で取り組もうとする提案があった場合は、原則として、所管部局において対応することとし、必要に応じて、提案したNPO等との情報交換・意見交換や県としての課題分析等を行い、協働事業として取り組む必要があると判断される場合は、その事業化に向けて検討を進める。

なお、NPO等の提案が複数の部局に関係する場合は、関係所管部局が連携して対応することとする。

また、協働事業の相手方となるNPO等については、事業遂行能力を的確に把握するよう留意する必要がある。

イ 県から提案する場合

県として、NPO等との協働により課題解決等に取り組もうとする場合は、NPO等の主体性・自主性を確保するとともに先駆性・専門性が施策に生かされるよう、協働事業の構想、概要を提示して、NPO等から具体的な事業計画の公募を行い、外部委員を含む選考委員会等による選考を経て、県において協働事業の相手方となるNPO等を決定する。

なお、事業計画の選考にあたっては、公正性の確保に努めるとともに、協働事業の相手方となるNPO等について、事業遂行能力を的確に把握するよう留意する必要がある。

また、応募状況や選考結果に関する情報を県民に提供する。

(2) 協働事業の実施

ア 事業を始めるにあたっての協議

協働事業を始めるにあたっては、課題認識、事業の目的や役割分担等を相互に確認するとともに、具体的な実施方法を検討するため、NPO等と協議を行う。

なお、NPO等に対しては、協働事業において県から提供される資金は公金であるとの認識と責任ある執行を促すとともに、協働事業の過程で知り得た個人情報等の守秘義務を果たすことなど、各種法令等の遵守を求める。

イ 協定等の締結

協議を踏まえ、課題認識や事業の目的、役割分担等を明確にした協定等を締結する。

ウ 進行管理等

県とNPO等による連絡調整のための場を適時設定し、事業の進行管理、情報交換・意見交換等を行う。

(3) 協働事業の評価

ア 評価の方法

協働事業の評価は、事業の成果や協働の進め方等について、県とNPO等が各々、自己評価するとともに、相互評価を行い、総合的に実施する。

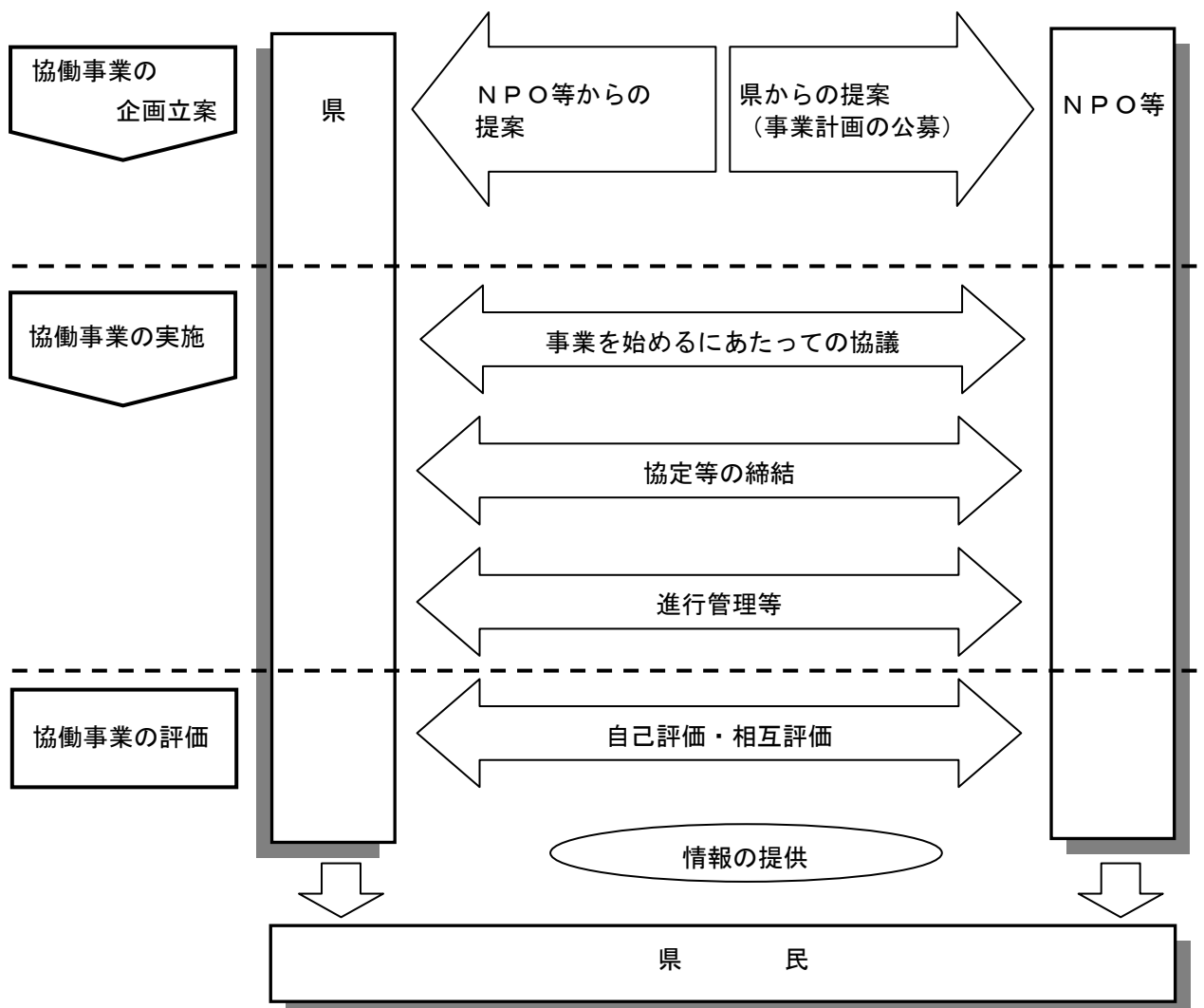
イ 評価結果の情報の提供

評価結果については、原則として県民に提供する。

ウ 評価結果の活用

評価結果は、事業継続の適否の判断、その後の事業展開、類似事業の実施にあたって活用する。

<協働事業の進め方>



7 協働事業の推進体制等

(1) 総合窓口の設置

NPO等との協働を推進するための総合窓口を設置する。

- ・ 協働事業の総合調整
- ・ 協働事業推進の進行管理
- ・ 協働事業に関する情報の収集、提供 等

(2) NPO等との総合的な協議の場の設置

NPO等との総合的な協議を行う場を設置する。

- ・ 協働のあり方に関する協議
- ・ 協働推進の施策・制度に関する協議 等

(3) 部局協働推進者（仮称）の設置

各部局内の協働事業を推進するため、部局協働推進者（仮称）を設置する。

- ・ 各部局の協働の推進
- ・ 各部局における協働事業の総合窓口 等

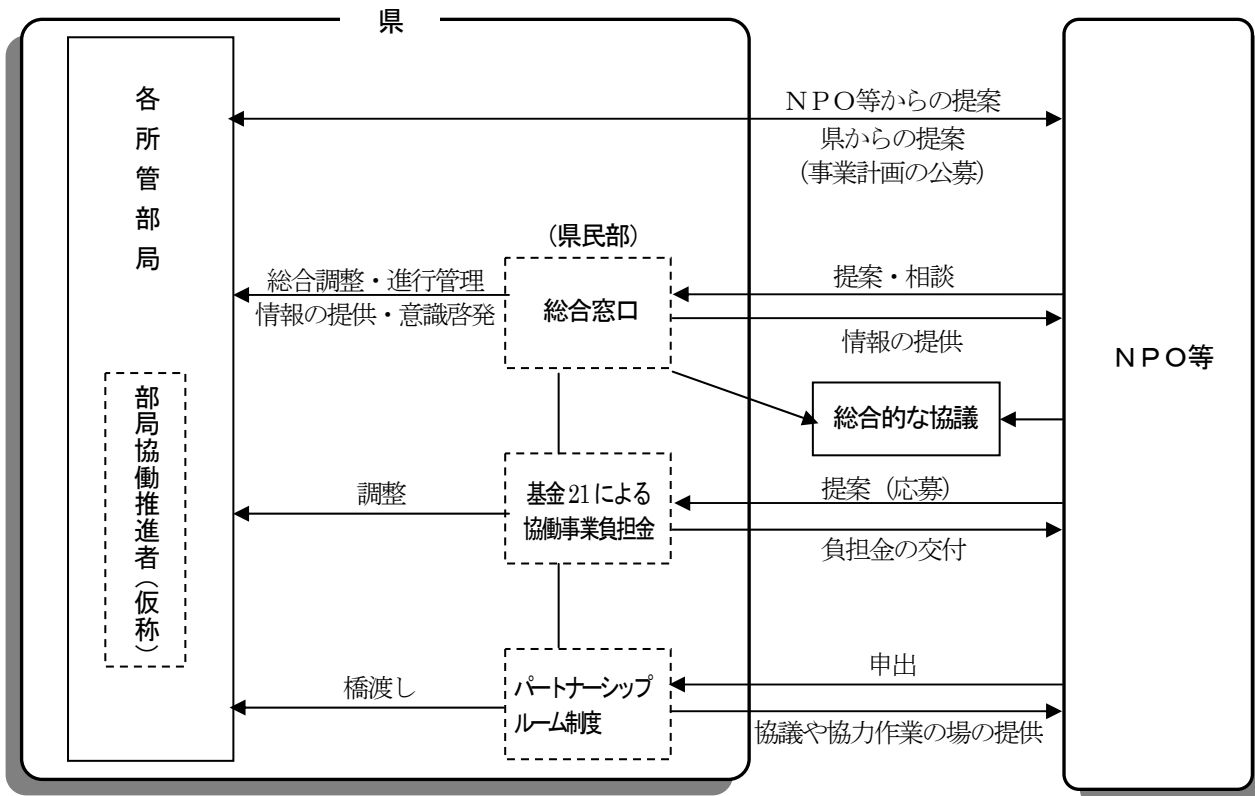
(4) パートナーシップルーム制度の活用

NPO等と県の所管部局との橋渡しを行い、協議や協力して作業を行う場を提供する、かながわ県民活動サポートセンターのパートナーシップルーム制度を活用する。

(5) 職員の意識啓発

職員がNPO等や協働に関する知識を身につけ、よりよい協働事業が推進できるように、職員研修の充実等により職員の意識啓発を図る。

＜協働事業の推進体制等のイメージ＞



協働事業の具体の進め方（例）

- N P O 等から県への提案による協働事業の例
 - かながわボランティア活動推進基金 21 の協働事業負担金による事業—

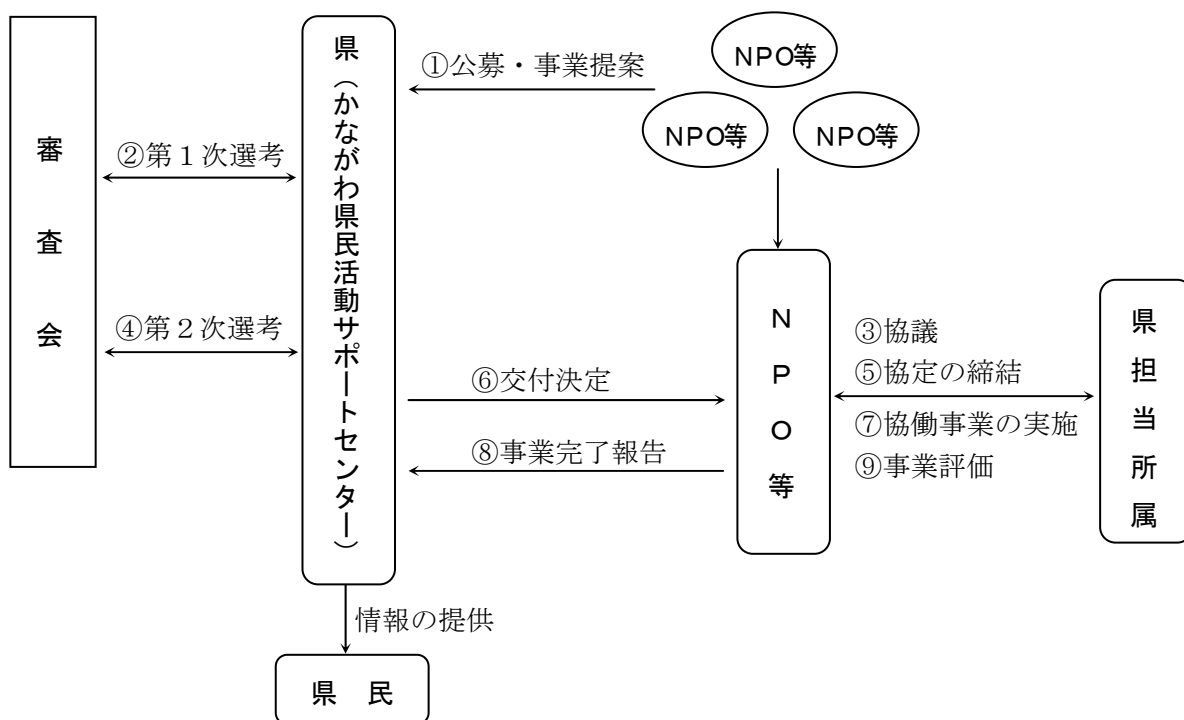
- 県から N P O 等への提案による協働事業の例

1 NPO等から県への提案による協働事業の例

NPO等から県への提案による協働事業について、協働事業の進め方の基本形に沿って実施される具体的な制度としては、かながわボランティア活動推進基金 21 の協働事業負担金による事業を行っており、その実施プロセスは次のとおり。

①公募・事業提案	県は、県と協働して事業を行うことを希望するNPO等を対象に協働事業の提案を募集する。
②第1次選考	審査会（第三者機関）が提案された事業について書類審査等を行い、県と協働することが適当と思われる提案を選考し、県と協議することを促す。
③協議	第1次選考で選ばれた提案について、NPO等と県の担当所属との間で事業実施に向けた協議を行う。（以下、適時、協議を行う。）
④第2次選考	両者の協議結果を受けて、審査会において協働事業として最適な提案を選考する。
⑤協定の締結	協働事業を行うNPO等と県の担当所属との間で事業実施にあたっての課題認識、役割分担、責任分担等を明らかにした協定を締結する。
⑥交付決定	県は、選考されたNPO等に対し、負担金の交付決定を行う。
⑦協働事業の実施	NPO等と県の担当所属は、協定書、事業計画書に沿って協働事業を実施する。
⑧事業完了報告	NPO等は、対象事業の完了後、実績報告書等を県に提出する。
⑨事業評価	NPO等と県の担当所属の両者による事業評価を行う。 県の担当所属は、協働事業負担金による事業の終了後のあり方についても、NPO等と協議を進める。
○情報の提供	応募状況や選考結果等に関する情報を県民に提供する。

<事業の流れ>

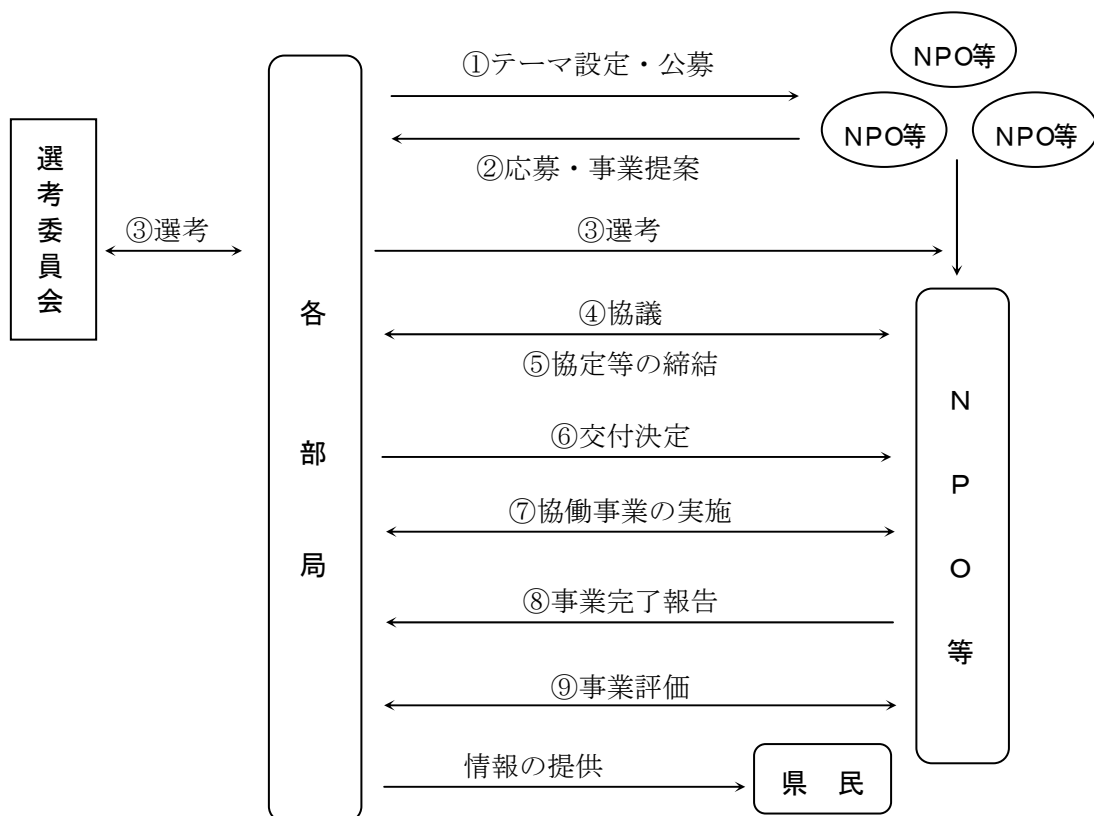


2 県からNPO等への提案による協働事業の例

県からNPO等への提案による協働事業について、協働事業の進め方の基本形に沿って実施される事業の例は次のとおり。

① テーマ設定・公募	県は、NPO等との協働により効率的・効果的に実施できる事業やNPO等との協働により解決が期待できる課題への取組み等のテーマを設定し、NPO等から具体的な事業計画（具体的な企画や事業の仕様の詳細）を公募する。
② 応募・事業提案	応募したNPO等は、事業計画を提案する。
③ 選考	県は、選考委員会を設置し、選考委員会において提案された事業計画の審査を行い、効率的・効果的な実施や課題の解決が期待できる事業計画を選考する。
④ 協議	県は、選考で選ばれた事業計画について、提案したNPO等と事業実施に向けた協議を行う。（以下、適時、協議を行う。）
⑤ 協定等の締結	県は、協働事業を行うNPO等と、事業実施にあたっての課題認識、役割分担、責任分担等を明らかにした協定等を締結する。
⑥ 交付決定	県は、選考されたNPO等に対し、負担金等の交付決定を行う。
⑦ 協働事業の実施	県とNPO等は、協定書等、事業計画書に沿って協働事業を実施する。
⑧ 事業完了報告	NPO等は、対象事業の完了後、実績報告書等を県に提出する。
⑨ 事業評価	県とNPO等の両者による事業評価を行う。
○情報の提供	応募状況や選考結果等に関する情報を県民に提供する。

<事業の流れ>



NPO等との協働推進指針

平成16年10月

神奈川県県民部県民総務室県民活動促進班

電 話 : 045(210)3621

ファクス : 045(210)8841

e - m a i l : kenso@pref.kanagawa.jp
